

[改訂共通事項]

次の事項については全ページ共通して改訂を施しています。下記の新旧対照表のそれぞれの該当項目箇所では個別に記載しておりません。

- (1) 各項目の番号を「大項目番号（ローマ数字番号）—中項目番号（算用数字）」としました。例) I—1、 II—2、 III—3 など
- (2) 各項目内のレイアウトは[確認事項]を先頭にし、[説明][主な関連法令等][監査のツボ]の順に変更しました（新旧対照表の「区分」順序は2019年版の順）。
- (3) 一部の項目の冒頭に置いている「前文」（四角枠内）の文章は、原則削除し、一部は、[説明]又は[監査のツボ]に追加付記しました。
- (4) [確認事項]の最後に置いている「□ 上記（ ）項については、確認を保留する。」の確認事項をすべて削除しました。
- (5) [確認事項]の下部の[確認の方法・内容・課題等]のスペースはそのまま配置していますが、表題を「<メモ>（確認できなかった事項の理由・今後の課題等）」に変更しました。各「確認事項」の全てや一部を確認できなかった場合を含め、必要に応じてこの欄に自由にメモ書きをすることができます。

なお、文脈を整えるためや、単なる語句の修正については、以下の新旧対照表に掲載していない場合があることをご了承ください。

I. 監査計画及び監査環境の整備に関する項目 I—1. 監査計画及び職務の分担 p.1-3

区分	2019年版原文	2020年版改訂案	理由・根拠
説明	<p><新設></p> <p>(1) 監査役、監査役会は、重要性、適時性その他を考慮して、重点監査項目を設定し、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監査計画を作成し、代表取締役及び取締役会等に説明する。</p> <p><新設></p>	<p>(1) 監査計画は、事業の持続的な発展と良質な企業統治体制の確立に資する監査活動を効率的に行うための基本計画である。監査役（会）は、策定に当たって前年度の監査活動の実効性について分析・評価を行った上で、取締役や内部監査部門等及び会計監査人と緊密なコミュニケーションや連携を図り、自社の重要リスクを反映させることが重要である。</p> <p>(2) 監査役（会）は、重要性、適時性その他を考慮して、重点監査項目を設定し、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監査計画を作成し、代表取締役、取締役会及び会計監査人等に説明する。</p> <p>(3) 監査計画を作成するときは、監査役間又は監査役会で、以下に例示された事項についても確認、協議する。</p> <p>①会社の経営方針、経営計画、経営及び事業運営上のリスク管理体制</p> <p>②会社の法令遵守管理体制、コンプライアンス体制</p> <p>③計算関係書類・財務諸表等の虚偽表示リスク、「監査上の主要な検討事項（KAM）」</p>	<p>上部の四角枠内の記述を削除したが、内容は、監査計画の策定の重要性を述べていることから[説明]の最初に記載した。</p> <p>会計監査人と監査役がお互いの監査計画の内容を共有しあうことは、お互いの監査の実効性を高める上で有効なため、追記した。</p> <p>会社の状況に関し、常勤監査役と非常勤監査役の間で情報共有することも重要なため、意見交換内容の例示として追加新設した。</p>

<p>説明</p>	<p>(7) 監査役監査と内部監査、会計監査人の監査との相違を見極め、監査役監査の本質を逸脱しないよう留意するとともに、過重な統制が効率を阻害していないかも含めて確認する。</p> <p>*新設に伴う番号変更</p>	<p>④その他内部統制システムの構築状況、運用状況（取締役会決議、その他関連規程類等）</p> <p>⑤前年度の監査活動の有効性の評価、課題等</p> <p>(9) 監査役監査と内部監査、会計監査人の監査との相違を見極め、監査役監査の本質を逸脱しないよう留意するとともに、過重な内部統制が業務効率を阻害していないかも含めて確認する。</p> <p>*新設に伴い、他の番号を繰下げた。文章は、原文通り。 (1) ⇒ (2), (2) ⇒ (4), (3) ⇒ (5), (4) ⇒ (6), (5) ⇒ (7), (6) ⇒ (8)、(7) ⇒ (9), (8) ⇒ (10)</p>	<p>原文の意味が分かりにくいという指摘があり、同じ趣旨を踏まえて語句を追加し修正した。</p>
<p>関連法令等</p>	<p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>○会社法 389 条[定款の定めによる監査範囲の限定]</p> <p>○「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（平成 30 年 11 月 30 日）</p> <p>○企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」（2018 年 7 月 5 日）</p>	<p>[監査のツボ]3)に関連する会社法条項番号を追加した。</p> <p>[説明](3)③「KAM」に関連し、根拠となる法令等として追加した。</p>
<p>監査のツボ</p>	<p><新設></p> <p><新設></p>	<p>2) 監査役が複数の場合、監査範囲の分担を行うことはできるが、他の監査役が行った監査結果に相当性を認められない場合は放置せず、自ら監査権限を行使することが期待されている。自己の担当でないことを理由に責任を逃れることはできない。</p> <p>3) 公開会社でない会社（監査役会設置会社・会計監査人設置会社は除く）は、監査役は、監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。この定款の定めがある場合、その権限は、会計に関する監査(会計に関する報告聴取・調査を含む)に限られる。</p>	<p>p.6「Ⅱ. 業務監査に関する項目」表題直下の四角枠内の文章のうち後半部分の趣旨は、監査役が留意すべき点なので[監査のツボ]に追加記載した。</p> <p>p.6「Ⅱ. 業務監査に関する項目」表題直下の四角枠内の文章のうち最後の文章2行は、会計監査限定監査役について述べている。留意事項として[監査のツボ]に追加記載した。</p> <p>会社法 389 条に基づく。</p>

監査 のツ ボ つづ き	<新設>	4) 上場会社等（有価証券報告書提出会社）の場合、金融商品取引法に基づく公認会計士又は監査法人（監査人という）の財務諸表監査において、その監査報告に、「経営者及び監査役等の責任」の文言を明記し（2020年3月31日以後に終了する事業年度から）、「監査上の主要な検討事項（KAM）」の内容を記載することが義務付けられた（2021年3月31日以後に終了する事業年度から）。「監査上の主要な検討事項（KAM）」は、監査計画立案のときに監査役（会）と協議した事項（重要な虚偽表示のリスクが高い事項、見積りの不確実性の高い事項等）の中から、監査の過程を経て監査人によって決定される。監査役（会）は、会計監査の実効性の向上を図るため、より一層、監査人との協議や双方向コミュニケーションが望まれる。	[説明] 新設(3)の「KAM」に関し、その根拠及び概要を記載した。 また、監査役としての対応について、その考え方を記載した。
--------------------------	------	--	--

II. 業務監査に関する項目 II-1. 取締役会への出席・意見陳述/重要な会議への出席 p.7

区分	2019年版原文	2020年版改訂案	理由・根拠
関連 法令 等	<新設>	○監査役監査基準 39 条[取締役会への出席・意見陳述]	[確認事項] □ 1. □ 2. [説明] (1) (2)に関連する参考として追加した。

II. 業務監査に関する項目 II-2. 取締役会等の意思決定・監督義務の履行状況の監査 p.8

区分	2019年版原文	2020年版改訂案	理由・根拠
関連 法令 等	<新設>	○監査役監査基準 21 条[取締役の職務の執行の監査]、22 条[取締役会等の意思決定の監査]、23 条[取締役会の監督義務の履行状況の監査]	[確認事項] □ 1. □ 2. [説明] (1) (2)に関連する参考として追加した。

II. 業務監査に関する項目 5. 内部統制監査（金商法「財務報告内部統制」を含む）

本項を II-5. 会社法に基づく内部統制監査 と II-6. 金融商品取引法に基づく内部統制監査（上場会社等に適用）の二つの項に分けた。2019年版のII-5. 内部統制監査（金商法「財務報告内部統制」を含む）の記述内容のうち、金商法「財務報告内部統制」に関する記述を、新設のII-6. 金融商品取引法に基づく内部統制監査 の項に移行した。2019年版原文の記述内容を一部修正したので、新旧対照表に記載した。

区分	2019年版原文		理由・根拠
説明	<p>(1)~(5)</p> <p>(6)(7)</p> <p>(8)内部通報制度は内部統制システムの一部である。内部通報制度は内部統制システムの網の目から漏れた違法行為等のリスク情報を問題が大きくなならないうちに、通常の業務上の報告ルートとは別にバイパスルートを設定することによって吸い上げるものである。昨今、内部告発により不祥事が表面化し、大きなダメージを受けている企業が多いが、内部通報制度の充実によりリスクの減少を図ることが重要である。内部通報された情報が監査役に伝達される体制が必要である。監査役を内部通報の窓口のひとつとする企業もある。</p> <p><新設></p> <p>(9) ⇒ (8)</p>	<p>(1)~(5) 原文通り</p> <p>(6)(7) II-6. 金商法に基づく内部統制監査に移行</p> <p>以下のように(6)(7)に分けた。</p> <p>(6)内部通報制度は内部統制システムの一部である。内部通報制度は内部統制システムの網の目から漏れた違法行為等のリスク情報を問題が大きくなならないうちに、通常の業務上の報告ルートとは別にバイパスルートを設定することによって吸い上げるものである。昨今、内部告発により不祥事が表面化し、大きなダメージを受けている企業が多いが、内部通報制度の充実によりリスクの減少を図ることが重要である。</p> <p>(7)内部通報制度においては、内部通報された情報が監査役に伝達される体制が必要である。監査役を内部通報の窓口のひとつとする企業もある。監査役としては、通報者の不利益取扱いの禁止や秘密保持に関する内部通報制度の仕組みが明記された社内規程の整備、及び従業員等への周知徹底等の状況を確認する。</p> <p>(9)は、(8)に番号を繰り上げる。</p>	<p>[説明](6)(7)をII-6 金商法に基づく内部統制 の項に移行した。</p> <p>2019年版[説明](8)の文章に追記改訂する趣旨であるが、長文になるため、新設の項(6)(7)に分けて記述した。</p> <p>「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(消費者庁 2016年12月9日)に沿った対応が民間企業に求められていることから追記した。</p>
関連法令	<p><新設></p> <p><新設></p>	<p>○公益通報者保護法5条[不利益取扱いの禁止]</p> <p>○内部統制システムに係る監査の実施基準(平成23年3月10日)</p>	<p>[説明](6)(7)の法的根拠となる。内部統制システム監査の参考となる。</p>

<p>関連法令 つき</p>	<p>○金融商品取引法24条の4の4[経営者は、財務報告に係る内部統制の有効性を自ら適切に評価し、内部統制報告書を内部統制府令・金商法実施基準に従って作成し、有価証券報告書と併せて提出]</p> <p>○内部統制府令：「財務計算に係る情報の適正性を確保する体制に関する内閣府令・ガイドライン」</p> <p>○金商法実施基準：企業会計審議会「財務報告に係る内部統制基準・実施基準」</p>	<p>左記 3 件を新設 6. 金商法に基づく内部統制監査 に移設した。</p>	
<p>確認事項</p>	<p>□ 1. 会社法並びに関連法令に基づく内部統制システム構築の決議の内容及び運用状況の相当性を確認した。</p> <p>□ 2. 内部統制体制の構築・運用・評価が適切に行われていること、及びその結果に基づき取締役会で必要な都度見直しが行われていることを確認した。</p> <p>□ 3. 内部統制体制の決議内容及び運用状況が事業報告において適切に開示されていることを確認した。</p> <p>□ 4. 「経営者が財務報告内部統制について、適正に構築・運用し、有効性を評価し、内部統制報告書に記載した」ことを監視、検証し、監査人の有効性の評価についても報告を受け、内容を確認した。</p> <p>□ 5. 内部通報制度が利用しやすいものになっていることを確認した。</p> <p>□ 6. 内部通報した者が不利益にならないように運営されていることを確認した。</p> <p>□ 7. 反社会的勢力との関係を遮断する内部統制システムが構築・運用されていることを確認した。</p> <p>□ 8. 上記（ ）項については、確認を保留する。</p>	<p>□ 1. 内部統制システムの構築・運用・評価が適切に行われていること、及びその結果に基づき取締役会で必要な都度見直しが行われていることを確認した。</p> <p>□ 2. 大会社の場合、会社法並びに関連法令に基づく内部統制システム構築の決議の内容及び運用状況の相当性を確認した。</p> <p>□ 3. 大会社の場合、内部統制システムの決議内容及び運用状況が事業報告において適切に開示されていることを確認した。</p> <p>□ 4 新設 II—6. 金商法に基づく内部統制監査 に移設。</p> <p>□ 5. □ 6. □ 7. は、順次番号を繰り上げ、□ 4. □ 5. □ 6. とした。 文章は、2019 年版原文通り。</p> <p>□ 8. は、削除した。</p>	<p>「内部統制体制」を「内部統制システム」に用語統一をした。2019 年版の□ 2. をすべての会社に適用される標準的事項として、1 番目の□ 1. に置いた。</p> <p>□ 2. □ 3. は、会社法上、取締役会決議をしなければならないのは、「大会社」であることから、その点を明確にするため「大会社の場合」という語句を追加した。</p>

監査のツボ	<p>2) 監査役（会）は、金商法内部統制の構築と運用についても、コンプライアンスの一環として、適切に監査する。その際、内部監査部門との連携が重要であり、金商法内部統制の成果を、会社法内部統制の監査において活用すべきである。（以下、省略）</p> <p>1), 3), 4), 5) 原文省略</p>	<p>2)新設Ⅱ—6. 金商法に基づく内部統制監査 に移設した。</p> <p>1)原文通り</p> <p>3)4)5)は、2019年版原文通りのまま番号を2)3)4)に順次繰り上げた。</p>	
-------	--	--	--

Ⅱ. 業務監査 <新設> **Ⅱ—6. 金融商品取引法に基づく内部統制監査（上場会社等とそのグループ会社に適用）** p. 13～p. 14

区分	2019年版原文	2020年版改訂案	理由・根拠
説明	<p><新設></p> <p>Ⅱ—5 内部統制監査（金商法「財務報告内部統制」を含む）</p> <p>(6)上場会社等が金商法に従って構築・運用する「財務報告に係る内部統制」については、内部統制報告制度に基づいて、経営者が内部統制の構築・運用状況を適切に評価し、適正に報告しているかについて、取締役の職務の執行に対する監査の一環として、監査役の監査対象である。</p> <p>(7)金商法の財務報告に係る内部統制においては、経営者の内部統制報告書と、監査人（監査法人等）の内部統制監査報告書を、監視・検証しておく必要がある。 監査役は、経営者・内部監査人と協議等を実施し、連携をとりながら、計画及び構築・運用と評価の状況を、監査人(監</p>	<p>(1)金融商品取引法（以下、金商法と略す）は、親会社及びそのグループ会社（企業集団）の連結ベースの財務諸表やその他の情報の適正性・信頼性を確保するための体制を整備し、その体制について経営者が評価した「内部統制報告書」を内閣総理大臣に提出しなければならない、としている。これは、「財務報告に係る内部統制」又は「内部統制報告制度」と称されている。対象は、親会社が上場会社等有価証券報告書を提出しなければならない会社である。</p> <p>(2)上場会社等（有価証券報告書提出会社）が金商法に従って構築・運用する「財務報告に係る内部統制」については、内部統制報告制度に基づいて、経営者が内部統制の構築・運用状況を適切に評価し、適正に報告しているかについて、取締役の職務の執行に対する監査の一環として、監査役の監査対象である。</p> <p>(3)金商法の財務報告に係る内部統制においては、経営者の内部統制報告書と、監査人（監査法人等）の内部統制監査報告書を、監視・検証しておく必要がある。 監査役は、経営者・内部監査人と協議等を実施し、連携をとりながら、計画及び構築・運用と評価の状況を、監査人(監</p>	<p>「財務報告に係る内部統制」について、金商法 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、その概要を説明する事項を新設した。</p> <p>金商法 24 条の 4 の 4 第 1 項及び第 24 条第 1 項の規定により「内部統制報告書」を提出すべき会社は、基本的に金融商品取引所に上場している会社である。その他の有価証券発行会社（有価証券報告書提出会社）も「内部統制報告書」を提出する場合があるので、補足した。 2019 年版原文通り。番号変更。 (6)(7)は金商法関連の[説明]のため、本項に移行し、番号(2)(3)とした。</p>

	<p>査法人等)からは、監査の状況を適時に監視・検証しておく必要がある。</p> <p><新設></p>	<p>査法人等)からは、監査の状況を適時に監視・検証しておく必要がある。</p> <p>(4)上場会社等とそのグループ会社は、金融商品取引法及び有価証券上場規程等に従い法定開示及び適時開示をする義務がある。金商法に基づくものとして有価証券報告書、四半期報告書等があり、上場規程に基づくものとして決算短信、コーポレート・ガバナンス報告書、内部統制報告書等がある。また、当該会社又は子会社に一定の事項の決定又は発生があった場合も適時開示をしなければならない。</p> <p>上場会社等の監査役は、これらの開示情報が適時にもれなく開示されているか、開示を適時・適切に行う体制が構築・運用されているか、監視検証する必要がある。また、情報開示に関連して、インサイダー取引規制違反、FDルール違反を起こさないために社内で周知徹底されていることも重要である。</p>	<p>上場会社等とそのグループ会社にとって株主・投資家への情報開示は重要であるため、監査役の内部統制監査の一環として、情報開示を適切に行う体制について新設追加することとした。</p>
区分	2019年版原文	2020年版改訂案	理由・根拠
関連法令等	<p>○金融商品取引法 24 条の 4 の 4[経営者は、財務報告に係る内部統制の有効性を自ら適切に評価し、内部統制報告書を内部統制府令・金商法実施基準に従って作成し、有価証券報告書と併せて提出]</p> <p>○内部統制府令：「財務計算に係る情報の適正性を確保する体制に関する内閣府令・ガイドライン」</p> <p>○金商法実施基準：企業会計審議会「財務報告に係る内部統制基準・実施基準」</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>○金融商品取引法 24 条[有価証券報告書の提出]、24 条の 4 の 4[内部統制報告書の提出]</p> <p>○内部統制府令：「財務計算に係る情報の適正性を確保する体制に関する内閣府令・ガイドライン」</p> <p>○金商法実施基準：企業会計審議会「財務報告に係る内部統制基準・実施基準」</p> <p>○金融商品取引法 27 条の 36[重要情報の公表](FDルール)</p> <p>○金融商品取引法 166 条[会社関係者の禁止行為]</p> <p>○有価証券上場規程 402 条[会社情報の開示]、403 条[子会社等の情報の開示]</p> <p>○「企業内容等の開示に関する内閣府令」(2019 年 1 月 31 日改正) (「有価証券報告書」等記載内容)</p> <p>○監査役監査基準 44 条[法定開示情報等に関する監査]</p> <p>○内部統制システムに係る監査の実施基準 14 条[財務報告内部統制に関する監査]</p>	<p>2019 年版原文より移行。表記を一部修正した。</p> <p>2019 年版原文より移行。</p> <p>2019 年版原文より移行。</p> <p>上場会社における有報等の情報開示に関する法令、及び取引上の情報開示規制に関する法令等の主なものを追加した。</p>

<p>確認事項</p>	<p>□ 1. 「経営者が財務報告内部統制について、適正に構築・運用し、有効性を評価し、内部統制報告書に記載した」ことを監視、検証し、監査人の有効性の評価についても報告を受け、内容を確認した。</p> <p><新設></p>	<p>□ 1. 上場会社等とそのグループ会社の場合、「経営者が財務報告内部統制について適正に構築・運用し、有効性を評価し、内部統制報告書に記載した」ことを監視、検証し、監査人の有効性の評価についても報告を受け、内容を確認した。</p> <p>□ 2. 上場会社等の場合、有価証券報告書等の法定開示情報、その他適時開示情報を適切に開示する体制が構築・運用されていることを確認した。</p>	<p>2019年版原文より移行、上場会社等の場合の確認事項であることを明記した。</p> <p>上場会社等の監査役は、株主・投資者等への情報開示の体制を監査する必要があるため、確認事項として追加した。</p>
<p>監査のツボ</p>	<p>2) 監査役（会）は、金商法内部統制の構築と運用についても、コンプライアンスの一環として、適切に監査する。その際、内部監査部門との連携が重要であり、金商法内部統制の成果を、会社法内部統制の監査において活用すべきである。監査役（会）は、取締役会及び取締役が、二つの内部統制システムを有効かつ効率的に機能させているかという点にも、着目すべきである。</p> <p><新設></p>	<p>1) 上場会社等とそのグループ会社の監査役（会）は、金商法内部統制の構築と運用についても、コンプライアンスの一環として、適切に監査する。その際、内部監査部門との連携が重要であり、金商法内部統制の成果を、会社法内部統制の監査において活用すべきである。監査役（会）は、取締役会及び取締役が、二つの内部統制システムを有効かつ効率的に機能させているかという点にも、着目すべきである。</p> <p>2) 上場会社等が提出する有価証券報告書では、「コーポレート・ガバナンスの状況等」の項で会社の「監査の状況」について記載することを求めている。原案を取締役等が作成するとしても、監査役は、その内容が適切であるかを確認する必要がある。主な記載事項は、次の通り。(2020年3月31日以後に終了する事業年度から適用)</p> <p>①「監査役監査の状況」では、監査役会の開催頻度、主な検討事項、出席状況、常勤監査役の活動等</p> <p>②「内部監査の状況」では、その組織状況、監査役監査・会計監査との相互連携、内部統制部門との関係等</p> <p>③「会計監査の状況」では、監査法人の継続監査期間、監査法人の選定・会計監査人の選任の理由（解任又は不再任の決定の方針を含む）、当該会社と連結子会社の監査報酬等の内容、報酬額決定の方針概要、監査役（会）の会計監査人の報酬等の同意の理由等</p>	<p>2019年版[監査のツボ]」3)を移行、対象が「上場会社とそのグループ会社」であることを付記した。</p> <p>番号を1)に変更</p> <p>重要な開示情報である「有価証券報告書」には非財務情報も記載される。そのうち、会社の「監査の状況」の記載は、三様監査に関する情報を開示することになり、監査役は、特に強い関心を持って記述内容を監査することが望まれるため、ここに記載した。</p>

II. 業務監査 II-7. 会社の支配に関する基本方針等の監査 及び第三者割当の監査と独立役員への対応 p.14 ~ p.15

区分	2019年版原文	2020年版改訂案	理由・根拠
説明	(3)独立役員に指定された社外監査役は、取締役会などにおける業務執行に係る決定の局面等において、一般株主の利益を踏まえた行動をとることが、特に、期待されている。	(3)上場会社の独立役員に指定された社外監査役は、取締役会などにおける業務執行に係る決定の局面等において、一般株主の利益を踏まえた行動をとることが、特に、期待されている。	独立役員は、東京証券取引所の上場規程に基づく制度のため、その旨付記した。
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> ○会社法 381 条 1 項 [監査役の特権] ○会社法施行規則 118 条 3 号 [会社の支配に関する基本方針を定めている場合、内容を事業報告記載] ○会社法施行規則 129 条 1 項 6 号 [監査役の特権報告の内容—事業報告内容についての意見] ○会社法施行規則 130 条 2 項 2 号 [取締役会監査報告の内容等—監査役の特権異なる場合、付記] ○会社法 199 条 [募集事項の決定] ○会社法 201 条 [公開会社における募集事項の決定の特則] (株主総会の特別決議) ○会社法 206 条の 2 [公開会社における募集株式の割当て等の特則] ○会社法 244 条の 2 [募集新株予約権の申込み及び割当てに関する特則] ○会社法施行規則 42 条の 2 第 7 号、55 条の 2 第 7 号 [株主に対して通知すべき事項] ○会社法 240 条 [公開会社における募集事項の決定の特則] 1 項 (取締役会の決議) ○企業内容等の開示に関する内閣府令 19 条 2 項 1 号ヲ ○有価証券上場規程 432 条 [第三者割当に係る遵守事項] ○有価証券上場規程施行規則 402 条の 2 の 2 号 [第三者割当に関する事項の開示の取扱] ○有価証券上場規程第 436 条の 2 [独立役員の特権] ○監査役監査基準 5 条 4 項 [社外監査役が独立役員に指定されたときの対応]、48 条 [会社の支配に関する基本方針等]、49 条 [第三者割当の監査] 	<ul style="list-style-type: none"> ○会社法 381 条 1 項 [監査役の特権] ○会社法施行規則 118 条 3 号 (会社の支配に関する基本方針を定めている場合、内容を事業報告に記載) ○会社法施行規則 129 条 1 項 6 号 [監査役の特権報告の内容] (事業報告の記載内容についての意見) ○会社法施行規則 130 条 [取締役会監査報告の内容等] 以下、会社法、施行規則、開示府令、上場規定、同施行規則については、削除 ○監査役監査基準 5 条 [社外監査役及び独立役員]、48 条 [会社の支配に関する基本方針等]、49 条 [第三者割当等の監査] 	<p>[説明] (1)の「買収防衛策」に関連する主な会社法令の記述の一部を修正した。</p> <p>[説明] (2)の株式の募集等の関連法令等は省略した。</p> <p>従前の記述内容には、一部不備もあり、一般論として、本件に関して、当「確認書」の[説明]及び日本監査役協会の関連「監査基準」の記載内容を参考とし、詳細については会社の状況に合わせて会社法等を参照し、専門家の意見を聞くことをお勧めする。</p> <p>「監査基準」の小見出しに則って、文言を一部修正した。</p>

<p>確認事項</p>	<p>□ 1. 当社の買収防衛策が法に定められた条件を満たしていることを確認した（施行規則 118 条 3 号）。</p> <p>□ 2. 今期行われた第三者割当を含む株式・新株予約権等の発行につき監査し、必要な対応を行った。</p> <p>□ 3. 独立役員に指定された社外監査役は、一般株主の利益を踏まえた行動をとっている。</p>	<p>□ 1. 当社の買収防衛策が法に定められた条件を満たしていることを確認した（会社法施行規則 118 条 3 号）。</p> <p>□ 2. 公開会社、上場会社の場合、今期行われた第三者割当を含む株式・新株予約権等の発行につき監査し、必要な対応を行った。</p> <p>□ 3. 上場会社の場合、独立役員に指定された社外監査役は、一般株主の利益を踏まえた行動をとっている。</p>	<p>□ 1 の買収防衛策を含む基本方針は、全ての会社に適用される。[説明] (1) に対応している。</p> <p>□ 2. は[説明] (2) ①②に対応している。</p> <p>□ 3. は、証券取引所の有価証券上場規程に基づくもの。[説明] (3) に対応する。</p>
-------------	--	---	---

II. 業務監査 **II-9. 取締役及び使用人に対する報告聴取、業務・財産の調査（往査の実務）** p. 16～p. 17

区分	2019 年版原文	2020 年版改訂案	理由・根拠
<p>関連法令等</p>	<p>[主な関連法令等]</p> <p>○会社法 381 条 2 項 [監査役の業務財産調査権]</p> <p>○遵守すべき法令の例示</p> <p>①独占禁止法 ②下請代金支払遅延等防止法 ③不正競争防止法 ④個人情報保護法 ⑤公益通報者保護法 ⑥消費者保護関連法令（消費者基本法、消費者安全法、消費生活用製品安全法、消費者契約法、製造物責任(PL)法、不当景品類及び不当表示防止法等） ⑦環境保全関連法令（環境基本法、大気・水質・騒音・地下水・土壌等の各法令、廃棄物処理・リサイクル等の各法令等） ⑧労働関連法令（労働基準法、労働安全衛生法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法） ⑨輸出関連法令（外国為替及び外国貿易法による安全保障上の輸出規制等） ⑩政治資金規正法（寄付の制限等） ⑪当該会社事業に関連する法令</p>	<p>[主な関連法令等]</p> <p>○会社法 381 条 2 項 [監査役の業務財産調査権]</p> <p>○遵守すべき法令の例示</p> <p>①独占禁止法 ②下請代金支払遅延等防止法 ③不正競争防止法 ④個人情報保護法 ⑤公益通報者保護法 ⑥消費者保護関連法令（消費者基本法、消費者安全法、消費生活用製品安全法、消費者契約法、製造物責任(PL)法、不当景品類及び不当表示防止法等） ⑦環境保全関連法令（環境基本法、大気・水質・騒音・地下水・土壌等の各法令、廃棄物処理・リサイクル等の各法令等） ⑧労働関連法令（労働契約法、労働基準法、労働安全衛生法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、パートタイム・有期雇用労働法、育児介護休業法、女性活躍推進法、障害者雇用促進法） ⑨輸出関連法令（外国為替及び外国貿易法による安全保障上の輸出規制等） ⑩政治資金規正法（寄付の制限等） ⑪知的財産保護関連法令（特許法、意匠法、商標法、著作権法等）、⑫当該会社事業に関連する法令</p>	<p>働き方改革は政府の近年の基本的な方針であり、多くの関連法令が改正又は新規成立している。よって、この分野の法令例示を改訂記載した。また、知的財産の保護に関しても近年、注目を集めているので関連法令を追加した。</p>

監査 のツ ボ	<新設>	2) 監査役は、監査を実施したときは、監査役の監査の方法（実施日、監査対象、報告聴取・往査等）、監査結果、所見等を記載した文書（一般に「監査調書」という。）を作成する必要がある。実施した監査内容の記録となる。内容に会社の機密情報や内部告発的情報が含まれる場合、報告者を保護する観点から取扱いには十分注意しなければならないが、入手した情報は、必ず記録しておくことが望ましい。	監査役が監査を実施した場合、監査の実施記録として「監査調書」を必ず作成することが望ましいため、追加記載した。 「監査役監査実施要領」（日本監査役協会平成28年5月20日）p. 208を参考としている。
---------------	------	--	---

II. 業務監査 II-10. 企業不祥事への対応及び第三者委員会の設置 p. 18～p. 19

*項目見出し名修正

区分	2019年版原文	2020年版改訂案	理由・根拠
説明	(1) 監査役は、粉飾決算等の会計不正を含む不祥事の兆候（危険信号）を感知するために、会計監査人や内部監査部門に対し取締役等の業務の執行状況について質問し、意見交換をしなければならない。監査役から必要な情報を提供しつつ、必要と認めたときは調査を依頼することができる連携関係を築く必要がある。	(1) 監査役は、粉飾決算等の会計不正を含む不祥事の兆候（危険信号）を感知するために、 日常的な監査役監査活動に加え て、会計監査人や内部監査部門に対し取締役等の業務の執行状況について質問し、意見交換をしなければならない。監査役から必要な情報を提供しつつ、必要と認めたときは調査を依頼することができる連携関係を築く必要がある。	不祥事の兆候は、本来の監査役の監査活動で把握するように努めるべきあることを付記し、それでも把握できない兆候は、内部監査部門や会計監査人との連携を通じて把握するように努める、という趣旨に文言を修正した。

II. 業務監査 II-11. 企業集団に関する監査 p. 18～p. 19

区分	2019年版原文	2020年版改訂案	理由・根拠
説明	[親会社監査役による子会社調査権の実施] [企業集団に関する監査] (4) 金商法では、企業集団に係る財務報告の適正性を確保するための内部統制の構築・運用を求めており、その有効性評価の対象は連結子会社にとどまらず、持分法適用会社となる関連会社も含まれる。	[親会社監査役による子会社調査権の 行使] (1)～(3)は、2019年版原文通り (4) 上場会社等に適用される金融商品取引法 では、企業集団に係る財務報告の適正性を確保するための内部統制の構築・運用を求めており、その有効性評価の対象は連結子会社にとどまらず、持分法適用会社となる関連会社も含まれる。	文意から適切な語句に修正した。 財務報告内部統制制度は、上場会社等に適用される金商法に基づくことを記述に含めた。

II. 業務監査

II-13. 事業報告等の監査

p. 21~p. 22

区分	2019 年版原文	2020 年版改訂案	理由・根拠
説明	(5) 有価証券報告書等の提出が必要な場合は、監査役は、有価証券報告書等の作成・開示が適正になされているかを監査する必要がある。	(5) 上場会社等 で有価証券報告書等の提出が必要な場合は、監査役は、有価証券報告書等の作成・開示が適正になされているかを監査する必要がある。	対象が上場会社等であることを明記した。

II. 会計監査に関する項目

III-1. 会計監査人非設置会社の会計監査

p. 23~p. 24

区分	2019 年版原文	2020 年版改訂案	理由・根拠
説明	<p><新設></p> <p>(1) 監査役は、会計方針の変更が、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行（たとえば、企業会計審議会における企業会計原則等）に照らして、相当であるか確認しなければならない。</p> <p>(2) 監査役は、計算書類が法令・自社の会計方針に従い会社の財産、損益の状況を正しく表示しているか確認しなければならない。</p> <p>(3) 監査役は、会計に反映されるべき事項について、会計に反映されていないものがないか確認しなければならない。そのためには、少なくとも会社の期末・期首の財務状況を、項目ごとに確認する必要がある。</p>	<p>(1) 会計監査人を設置していない会社の監査役は、自ら会計監査を行わなければならない。一方、会計監査人設置会社の監査役は、会計監査人による会計監査の方法及び結果の相当性を判断することにより、間接的に会計監査を行うことになる。</p> <p>2019 年版(1)の原文を一部修正し、番号を(1)から(2)に変更。</p> <p>(2) 監査役は、会計方針又はその変更が、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行（たとえば、企業会計審議会における企業会計原則等）に照らして、相当であるか確認しなければならない。</p> <p>2019 年版(2)は、原文通り以下のように番号(4)にした。</p> <p>2019 年版(3)を一部修正し、番号を(3)とする。</p> <p>(3) 監査役は、会計帳簿に反映されるべき事項について、会計帳簿に反映されていないものがないか確認しなければならない。会社の全ての財産とその価額、及び財産の変動に関する取引内容と金額の期首・期末の状況を勘定科目ごとに確認する必要がある。</p> <p>(4) 監査役は、計算書類が法令・自社の会計方針に従い会社の財産、損益の状況を正しく表示しているか確認しなければならない。</p>	<p>III. 会計監査に関する項目の直下四角枠内の最後の2行の趣旨を[説明](1)に新設記載した。四角枠内のその他の記載内容については、[説明]の他の既存項目の記述を若干修正することでその趣旨を反映する。</p> <p>2019 年版原文(1)の会計方針は、現在の会計方針の相当性と変更した場合の相当性の両者を確認する趣旨に変更した。</p> <p>2019 年版原文(3)の内容を修正し、四角枠内の文章②③の趣旨を反映した。</p> <p>新たな(4)以下を計算書類についての説明とする。</p> <p>2019 年版原文(2)の通り</p>

	<p>(4)前年度及び過去数期間の貸借対照表・損益計算書等の記載項目の変更点の有無、勘定科目の大幅な変動の有無等を確認して、変更点及び増減理由を、経理担当部門からヒアリングする。</p> <p>(5)貸借対照表・損益計算書の記載と、附属明細書の記載とが合致していることを確認する。</p> <p>(6)偶発債務、後発事象で記載すべき事項が、記載漏れしていないか確認する必要がある。</p> <p>(7)税務申告と財務報告との差異の発生理由等について、申告前に経理部門より説明を受け、確認をする。</p>	<p>2019年版(4)を一部修正し、番号を(5)に変更。 (5)前年度及び過去数期間の貸借対照表・損益計算書等の記載項目の変更点の有無、勘定科目別の金額の大幅な変動の有無等を確認して、変更点及び増減理由を、経理担当部門からヒアリングする。</p> <p>2019年版(5)を一部修正し、番号を(6)に変更。 (6)貸借対照表・損益計算書の記載と附属明細書の記載とが整合性がとれていることを確認する。 以下2019年版(6)(7)原文通りで、番号を繰り下げる (7)偶発債務、後発事象で記載すべき事項が、記載漏れしていないか確認する必要がある。 (8)税務申告と財務報告との差異の発生理由等について、申告前に経理部門より説明を受け、確認をする。</p>	<p>番号を変更した。 文意を分かりやすくした。</p> <p>文意を分かりやすくした。</p> <p>2019年版原文(6)～(7)の通り、番号を順次繰り下げ、(7)～(8)とした。</p>
--	---	---	---

Ⅲ. 会計監査に関する項目

Ⅲ-2. 会計監査人設置会社の会計監査

p. 24～25

区分	2019年版原文	2020年版改訂案	理由・根拠
説明	<p>(1)会計監査人設置会社の監査役(会)は、会計監査人の監査の方法と結果が相当であるか否かにつき判断を下さなければならない。監査役(会)が会計監査人による会計監査の方法及び結果が相当でないと判断した場合には、相当でないと認めた旨及びその理由を監査役(会)監査報告に記載する。会計監査人に提出する「経営者確認書」の内容についても確認をする。</p> <p>(7)監査役は、有価証券報告書等が適正に作成、報告されているか監査する必要がある。虚偽記載等があることが判明した場合には、役員等に賠償責任が生じる。</p>	<p>(1)会計監査人設置会社の監査役(会)は、会計監査人の監査の方法と結果が相当であるか否かにつき判断を下さなければならない。監査役(会)が会計監査人による会計監査の方法及び結果が相当でないと判断した場合には、相当でないと認めた旨及びその理由を監査役(会)監査報告に記載する。経営者が会計監査人に提出する「経営者確認書」の内容についても確認をする。</p> <p>(7)上場会社等の監査役は、有価証券報告書等が適正に作成、報告されているか監査する必要がある。虚偽記載等があることが判明した場合には、役員等に賠償責任が生じる。</p>	<p>「経営者確認書」の作成、提出をするのは、経営者であり、監査役が確認する趣旨を明瞭にするために語句を補足した。</p> <p>有価証券報告書等の提出会社は、上場会社等であることを明記した。</p>
確認事項	<p>□4. 有価証券報告書等が適正に作成、報告されているか監査した。</p>	<p>□4. 上場会社等の場合、有価証券報告書等が適正に作成、報告されているか監査した。</p>	<p>当該確認事項が適用されるのは、上場会社等の場合であることを明確にした。</p>

Ⅲ. 会計監査に関する項目 Ⅲ-3. 会計監査人の選任等・会計監査人の報酬等についての確認 p. 25

区分	2019年版原文	2020年版改訂案	理由・根拠
確認事項	<p><新設></p> <p><input type="checkbox"/> 1. 会計監査人の選任、解任、再任の要否について検討し、株主総会に提出する議案が必要な場合は、その内容を決定し、代表取締役文書により通知した。</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 会計監査人の報酬等の額について、同意、又は不同意の判断を行い、その内容と理由を代表取締役文書により通知した。</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 上記（ ）項については、確認を保留する。</p>	<p><input type="checkbox"/> 1. 現任の会計監査人の再任について検討し、検討結果を代表取締役文書に通知した。</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 会計監査人の選任、解任、不再任の要否について検討し、株主総会に提出する議案が必要な場合は、その内容を決定し、代表取締役文書により通知した。</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 会計監査人の報酬等の額について、同意、又は不同意の判断を行い、その内容と理由を代表取締役文書により通知した。</p> <p>—削除—</p>	<p><input type="checkbox"/> 1. として、再任の場合を追加した。</p> <p><input type="checkbox"/> 2. では、株主総会議案を必要とするのは、「選任、解任、不再任」の場合が該当する旨、修正した。</p> <p><input type="checkbox"/> 3. は、2019年版<input type="checkbox"/> 2. 原文通り。</p>

Ⅲ. 会計監査に関する項目 Ⅲ-4. 会計監査人との連携についての確認 p. 26～p. 28

区分	2019年版原文	2020年版改訂案	理由・根拠
説明	<p>(3) 監査役は、会計監査人との意見交換においては、リスク情報を共有するために、会計上の課題、コーポレート・ガバナンス、内部統制又は業務プロセスにおける課題等を含め、幅広いコミュニケーションとなるように努めなければならない。</p> <p>(5) 監査役は、業務監査の過程で知り得た情報に基づき、会計監査人の監査の参考となる情報又は会計監査人の監査に影響を及ぼすと認められる事項について会計監査人に情報を提供するなど、有効な双方向のコミュニケーションを図ることが望ましい。</p>	<p>(3) 監査役は、会計監査人との意見交換においては、リスク情報を共有するために、会計上の課題・リスク（上場会社等の場合、「監査上の主要な検討事項（KAM）」を含む）、コーポレート・ガバナンス、内部統制又は業務プロセスにおける課題等を含め、幅広いコミュニケーションとなるように努めなければならない。</p> <p>(5) 監査役は、業務監査の過程で知り得た情報に基づき、会計監査人の監査の参考となる情報又は会計監査人の監査に影響を及ぼすと認められる事項（上場会社等の場合、「監査上の主要な検討事項（KAM）」を含む）について会計監査人に情報を提供するなど、有効な双方向のコミュニケーションを図ることが望ましい。</p>	<p>監査役は、会計上のリスク（虚偽発生等のリスク）について会計監査人と意見交換しなければならない。</p> <p>会計監査人と有報の財務諸表を監査する監査人は、同じ監査法人等が担当することを考慮し、「KAM」についての協議は、法的根拠にこだわることなく、上場会社等の監査役が対応しなければならないものとし、会計監査人との意見交換の内容に含めることとした。</p>

<p>関連法令等</p>	<p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>○財務諸表等の監査証明に関する内閣府令4条[監査報告書等の記載事項] (平成30年11月30日改正)</p> <p>○企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」(2018年7月5日)</p> <p>○日本公認会計士協会「違法行為への対応に関する指針」(2019年9月17日最終改正)</p>	<p>[説明](3)(5)に対応する法令等を追加した。</p> <p>[監査のツボ]新設2)に対応するものとして新設した。</p>
<p>監査のツボ</p>	<p><新設></p> <p><新設></p> <p><番号変更></p>	<p>1)上場会社等(有価証券報告書提出会社)の場合、監査役(会)は、監査人(公認会計士又は監査法人を指す)と「監査上の主要な検討事項(KAM)」について、適切にコミュニケーションを行わなければならない。監査人は、「監査上の主要な検討事項(KAM)」を有価証券報告書の財務諸表の「監査報告書」に記載する。「KAM」とは、監査人が、「(金商法に基づく)財務諸表の監査の過程で監査役(会)と協議した事項(重要な虚偽表示リスク、見積りの不確実性等)のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項」を指す。株主等に監査の過程について明らかにするために、「監査意見」とは明確に区別し、監査内容(重点監査事項とその監査方法)の情報として報告するとしている。(2021年3月31日以後終了する事業年度より適用。早期適用可)</p> <p>2)日本公認会計士協会は、監査人(公認会計士又は監査法人を指す)が監査契約をする会社の取締役、従業員等の違法行為又はその疑いに気付いた場合、経営者及び必要に応じて監査役等に報告し対応を促さなければならないとしている。この場合の違法行為の対象となる法令には、財務諸表の作成・開示に関して遵守すべき法令のみならず、汚職・贈収賄、マネーロンダリング、情報保護、環境保護、公衆衛生・安全等に関する法令など広範囲の法令が含まれる。監査役(会)は、法令に従った事業活動が行われるように監視するとともに、監査人から報告を受けたときは、迅速に調査し、是正するように行動しなければならない。</p> <p>1)を4)に、2)を3)に番号順序を変更する。</p>	<p>[説明](3)(5)の「監査上の主要な検討事項(KAM)」に関するコミュニケーションについて、説明を補足した。企業会計審議会の「監査基準の改訂に関する意見書」では、「監査人」と表記されている。その内容を補足した。</p> <p>[説明](6)(8)に関連し、日本公認会計士協会の「違法行為への対応に関する指針」に基づき説明を補足した。また、「監査人」と表記されているので、その内容を補足した。</p>

区分	2019年版原文	2020年版改訂案	理由・根拠
説明	<p><新設></p> <p><新設></p> <p>(1) 監査役は、監査報告を作成するために、期末監査調書を取り纏める。 期中監査及び期末監査の結果を踏まえ、監査意見の策定根拠を明らかにし、かつ適正に監査を実施したことを立証するために、期中監査で実施した監査方法及び監査結果、並びに監査意見に至った過程及び理由等を整理し、事業報告の監査、期末の会計監査等、期末に実施した監査の調書と合わせて、期末監査調書を作成する。</p> <p>(2) 期末監査調書に基づく報告を取締役会、代表取締役等に行う事が望ましい。必要があると認めるときは、助言、勧告を行うなど適切な措置を講じる。</p>	<p>(1) 監査役は、期中に実施した監査活動については、その結果を逐次とりまとめて記録しておく。これらの記録は一般に監査調書と呼ばれるが、名称にこだわらず、実質的に監査結果があとから確認できるものであればよい。</p> <p>(2) 監査役は、期中の監査結果について、定期的もしくは必要と認められた都度、取締役会、代表取締役等に報告する。</p> <p>(3) 監査役は、監査報告を作成するために、期末監査調書を取り纏める。 期中監査及び期末監査の結果を踏まえ、監査意見の策定根拠を明らかにし、かつ適正に監査を実施したことを立証するためである。期中監査で実施した監査方法及び監査結果、並びに監査意見に至った過程及び理由等を整理し、事業報告の監査、期末の会計監査等、期末に実施した監査と合わせて期末監査調書を作成する。</p> <p>(4) 期末監査調書に基づく報告を取締役会、代表取締役等に行う事が望ましい。必要があると認めるときは、助言、勧告を行うなど適切な措置を講じる。</p>	<p>この項目の趣旨として、期中監査の調書作成と報告についての説明が不足しているため[説明](1)(2)を新設した。</p> <p>2019年版(1)を(3)に変更した。文脈を整える修正をした。</p> <p>番号を(4)に繰り下げた。2019年版原文通り。</p>
確認事項	<p><新設></p> <p><新設></p> <p><input type="checkbox"/> 1. 期中監査調書の記載事項を整理し、期末に実施した監査調書と合わせて期末監査調書を作成した。</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 期末監査調書に基づく報告を取締役会、代表取締役等に行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 1. 期中に実施した監査の結果は逐次とりまとめ監査調書として記録に残した。</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 期中の監査結果について、定期的もしくは必要と認められた都度、取締役会、代表取締役等に報告した。</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 期中監査調書の記載事項を整理し、期末に実施した監査調書と合わせて期末監査調書を作成した。</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 期末監査調書に基づく報告を取締役会、代表取締役等に行った。</p>	<p>期中監査の監査調書を作成し、報告することは重要な事項であるため、確認事項<input type="checkbox"/> 1、2を新設した。</p> <p>番号を繰り下げ、<input type="checkbox"/> 3、4に変更した。</p>

IV. 監査報告に関する項目 IV-3. 提出議案の調査/株主総会への報告・説明等 p. 30

区分	2019年版原文	2020年版改訂案	理由・根拠
確認事項	<input type="checkbox"/> 1. 総会へ提出する議案、書類等が法令・定款を遵守しているか、また著しく不当な事項があるかどうか調査した。 <input type="checkbox"/> 2. 株主総会時の監査役への質問に対して簡潔、丁寧に説明出来るように準備した。 <input type="checkbox"/> 3. 総会が適法・適正に開催・運営されたことを確認した。 <input type="checkbox"/> 4. 取締役が、総会で決議された事項につき、実施したことを確認した。	<input type="checkbox"/> 1. 株主総会へ提出する議案、書類等が法令・定款を遵守しているか、また著しく不当な事項があるかどうか調査した。 <input type="checkbox"/> 2. 株主総会時の監査役への質問に対して簡潔、丁寧に説明出来るように準備した。 <input type="checkbox"/> 3. 株主総会が適法・適正に開催・運営されたことを確認した。 <input type="checkbox"/> 4. 株主総会で決議された事項につき、取締役が実施したことを確認した。	<input type="checkbox"/> 1. <input type="checkbox"/> 3. 「総会」の語句を「株主総会」に統一した。 <input type="checkbox"/> 2. は2019年版原文通り。 <input type="checkbox"/> 4. は、文脈を整えた。

V. 監査役が対応すべきその他の項目 V-3. 監査役を選任議案に関する事項 p. 33

区分	2019年版原文	2020年版改訂案	理由・根拠
監査のツボ	<新設>	2) 監査役(会)は、監査役の候補者、監査役候補者の選定方針の内容、監査役選任議案を決定する手続について、取締役との間であらかじめ協議の機会をもつことが望ましい。	監査役候補の選任にあたり、取締役とあらかじめ協議することにより、監査役又は監査役会の意見をより反映させることができる。 日本監査役協会「監査基準」第9条にも同様の趣旨の記述がある。

V. 監査役が対応すべきその他の項目 V-4. 監査役の報酬等に関する事項 p. 33~p. 34 (表題の「報酬」を「報酬等」に修正した)

区分	2019年版原文	2020年版改訂案	理由・根拠
監査のツボ	<新設>	1) 監査役(会)は、監査役の報酬水準について議論した上で、必要に応じて取締役と協議の機会をもつことが望ましい。	監査役会は、監査役の報酬水準が適性かどうかについて、取締役とあらかじめ協議することにより、監査役又は監査役会の意見をより反映させることができる。

V. 監査役が対応すべきその他の項目 V-5. 監査役（会）と内部監査部門、会計監査人との連携（三様監査）に関する事項 p. 34

区分	2019年版原文	2020年版改訂案	理由・根拠
確認事項	<新設>	<input type="checkbox"/> 1. 三様監査を統括する意識を持って、内部監査部門及び会計監査人とのより密接かつ円滑な三者間コミュニケーションを図った。	三様監査の統括を監査役が行うことの期待は高まってきており、三者の合同会議などを推奨する動きもあるため確認事項として新設した。

VI. 善管注意義務を履行していること・任務懈怠をしていないこと等についての確認

VI-1. 善管注意義務を履行していること・任務懈怠をしていないこと等についての確認 p.35～36

区分	2019年版原文	2020年版改訂案	理由・根拠
確認事項	<input type="checkbox"/> 1. 監査役としての善管注意義務を履行し、任務懈怠をしていない。 <input type="checkbox"/> 2. 監査役としての善管注意義務の履行、任務懈怠について、確認を保留する。	<input type="checkbox"/> 1. 監査役としての善管注意義務を履行し、任務懈怠をしていない。 <input type="checkbox"/> 2. 監査役としての善管注意義務の履行、任務懈怠について、確認を 留保 する。	2019年版原文通り 「権利の行使・義務の履行を差し控える」という意味で、「保留」を「留保」に改めた。 取締役職務執行確認書委員会の提言に倣う。